

令和8年度 介護サービス事業者集団指導

身体的拘束等の適正化のための 従業者に対する研修について

((看護)小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護のみ)

- 研修は年1回(施設系は2回)以上、定期的を実施し、新規採用時にも実施する。
- 研修の実施内容は記録する。(日時、場所、出席者、議事内容等)
- 研修の実施は事業所内での研修で差し支えない。

プログラム

時間	内容	使用資料 等
5分	研修の目的説明	身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修を行う目的
35分	事例検討(グループ討議)	【事例】夜間徘徊および転倒リスクが高い利用者への対応
15分	事例検討結果の共有	
5分	まとめ	身体的拘束等の適正化の推進 緊急やむを得ない場合の対応 身体的拘束等の適正化チェックシート



身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修を行う目的

1.身体拘束の理解促進

身体拘束の定義や法的規制、適正化の基準(三要件:切迫性・非代替性・一時性)について従業者に正しく理解させる。

→ 不必要な身体拘束の実施を防止し、職員の正しい判断力を育成する。

2.高齢者・障がい者本人の尊厳保持の意識醸成

利用者の身体的自由と人権を尊重する重要性を啓発し、尊厳を損なう拘束行為がもたらす身体的・精神的影響を伝える。

→ 利用者一人ひとりの意思や状態に配慮したケアの提供を促進する。

3.身体拘束廃止・代替ケアの技術・知識の習得

身体拘束に替わる具体的なケア技術や環境調整、コミュニケーション方法を習得させ、実践的な支援力を向上させる。

→ 身体拘束を回避できる対応力を高め、安全かつ快適な生活支援を実現する。

4.組織的な身体拘束適正化体制への参画意識の向上

身体拘束適正化検討委員会や虐待防止委員会の役割・活動内容を理解し、研修を通じて自らの責任と役割を自覚させる。

→ 組織全体での適正化推進と連携強化につなげる。

5.法令・運営基準への遵守意識の強化

介護保険法や高齢者虐待防止法、厚生労働省指針などに基づく身体拘束禁止の厳守を徹底し、研修を通じてコンプライアンス意識を醸成する。

→ 違反による法的・経済的リスクや社会的信用低下を未然に防止する。

6.継続的なモニタリング・見直しの重要性の理解

身体拘束の状況把握・記録・評価の手順を理解させ、継続的な適正化のための見直し行動を促す。

→ 事例検討や改善策の実施に主体的に関わる姿勢を促進する。

7.職員の精神的負担軽減とケア品質向上

適正なケア技術の習得により職員の不安やストレスを軽減し、倫理的に安全で質の高い介護サービス提供を支援する。

→ 身体拘束への依存を減らし、職場環境の健全化にも寄与する。

【事例】夜間徘徊および転倒リスクが高い利用者への対応

利用者	80歳代女性、要介護3、認知症あり
状況	- 夜間になると一人で徘徊する傾向が強くなり、転倒やケガのリスクが高い。 - 過去に夜間に数回転倒し骨折の経験あり。
従来の対応	安全確保のため、夜間時間帯にベッド柵の設置や拘束帯利用の検討があったが、本人の自由を制限し不安を増大させていた。
身体拘束防止の工夫	- 夜間の徘徊は生活リズムの乱れが要因と判断し、昼間の活動量を増やすためのリハビリ強化と生活リズム調整を実施。 - 転倒リスク低減のため、居室近くにクッション性のあるマットを敷設。 - 夜間はモーションセンサーを活用し、職員へのリアルタイムアラートで見守り強化。 - 家族と定期的に状況報告および説明を行い、身体拘束ゼロの理解と協力を得る。
成果	- 拘束なしで夜間徘徊は継続するものの、転倒事故は半年以上なし。 - 本人の精神的安定も向上。
事例検討の目的	- 本事例の対応が身体拘束防止の観点から適切であったか検証する。 - 適切な代替ケアや環境整備の工夫を挙げる。 - 今後同様事例があった場合の職員の対応策を具体的に考える。

身体拘束防止に関する研修

- (1)【事例】夜間徘徊および転倒リスクが高い利用者への対応について、グループ討議を行う。
- (2)グループ討議した結果を全体共有する。

実施日	令和 年 月 日() 時 分～ 時 分
介護施設・事業所名	
職員名	

1. 身体拘束の要件(切迫性・非代替性・一時性)について	本事例でのベッド柵や拘束帯の利用検討は、これらの要件を満たすか？	
	なぜ身体拘束に頼らずに対応できたのか？	
2. 代替ケアや環境調整の効果	昼間の活動量増加や生活リズムの調整はどう身体拘束防止に作用したか？	
	クッションマットやセンサーの役割と限界をどう評価するか？	
3. 家族との連携の重要性	家族説明や協力体制は身体拘束の防止にどのように寄与したか？	
	家族の理解を得るために工夫すべきポイントは何か？	
4. 職場内で求められる体制と支援	多職種連携や職員研修・カンファレンスを行うことで介護施設・事業所の運営にどんな効果がある？	

参 考 資 料

身体的拘束等の適正化の推進

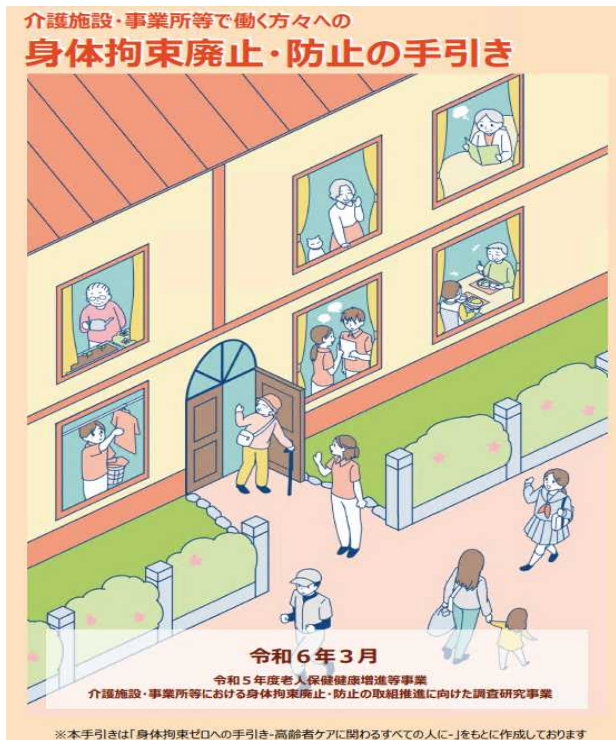
サービスの提供に当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための身体的拘束に関し、身体的拘束等の適正化に係る措置として、令和 7 年4月1日からは義務化となっています。

介護保険指定基準上、介護老人福祉施設等における**身体的拘束等は原則禁止**されており、「**当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合**」にのみ、**身体的拘束等が認められています。**

介護施設・事業所等で働く方々への
身体拘束廃止・防止の手引き

[URL]

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>



緊急やむを得ない場合の対応

1. 右記の3つの要件を全て満たすことが必要	【切迫性】 入所者(利用者)本人又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと 【非代替性】 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと 【一時性】 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること
2. 慎重な手続に沿って行うこと	① 担当のスタッフなど、限られた関係者で必要性を検討するのではなく、「身体的拘束廃止委員会」など施設全体としての組織的判断を行う。 ② 利用者本人や家族に対して、身体的拘束等の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。 ③ 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除する。
3. 身体的拘束等に関する記録をすること	① 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。 ② 日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに逐次記録し、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。

身体的拘束等の適正化チェックシート

項 目	内 容	チェック
1. 身体的拘束 0 宣言	宣言をしている	
2. 身体的拘束等を行う場合の記録	3原則【切迫性】【非代替性】【一時性】を満たしている	
	家族へ説明し、同意を得ている	
	身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録がある	
	廃止に向けた再検討の実施がされている	
3. 身体的拘束等の適性化のための対策を検討する委員会の設置	3月に1回以上開催している	
	結果について、従業員に周知徹底を図っている	
	メンバーは幅広い職種で構成している(例:管理者、事務長、医師(精神科専門医等)、看護職員、介護職員、生活相談員等) ※第三者や専門家を活用することが望ましい	
	構成メンバーの責務及び役割分担を明確にしている (責任者はケア全般の責任者であることが望ましい)	
	専任の担当者を決めている (※虐待防止に係る担当者と同一が望ましい)	
	他の委員会と独立して設置・運営している(事故防止委員会及び感染症対策委員会については、一体的に設置・運営することも可) (地域密着型サービスは運営推進会議と一体的に設置・運営することも可)	

項 目	内 容	チェック
4. 身体的拘束等の適正化のための指針の整備	指針が整備されている	
	①施設における身体的拘束等の適性化に関する基本的考え方	
	②身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項	
	③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針	
	④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針	
	⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針	
	⑥入所(居)者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針	
	⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	
5. 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修の実施	指針に基づいた研修プログラムを作成している	
	年2回以上実施(予定)している	
	新規採用時に実施している	
	実施内容の記録がある	

右記
①～⑦:
指針に盛り込むべき項目